

令和3年(2021年)6月24日提出

熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

熊本市立野外教育施設運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市立野外教育施設条例(昭和50年条例第13号)第9条の規定により、熊本市立野外教育施設運営協議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設運営協議会委員名簿（案） 別紙

| 氏名 | 性別 | 所属団体・役職等 | 任期 |
|-------|----|-------------------------|-------------------------|
| 中川 保敬 | 男 | 熊本大学名誉教授 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 小林 寛子 | 女 | 東海大学経営学部 観光ビジネス学 科教授 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 森江 史子 | 女 | 熊本市立小学校校長会 学校経営部 会委員 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 久保 誠治 | 男 | 熊本県キャンプ協会副会長 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 濱田 孝正 | 男 | WaW くまもとネットワーク事務局 長 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 山本 一郎 | 男 | 熊本市子ども会育成協議会会長 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 清田 晃子 | 女 | 熊本市PTA協議会常任理事 | 新任 |
| 甲斐 誠一 | 男 | 熊本森林管理署 森林技術指導官 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 西村 一弘 | 男 | 芳野校区自治会連合会会長 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |
| 下田 幸成 | 男 | 河内校区自治協議会会長 | 令和2年10月1日～ 令和4年9月30日 |

【新任委員の任期】

任期：令和3年(2021年)6月24日から令和4年(2022年)9月30日

関係法令（参考）

（抜粋）

○熊本市立野外教育施設条例〔青少年教育課〕

昭和 50 年 3 月 19 日

条例第 13 号

（運営協議会）

第 9 条 野外教育施設の運営を効果的に行うため、熊本市立野外教育施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、10 人以内とし、委員会が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し 必要な事項は、委員会が別に定める。

（昭 51 条例 23・追加、平 9 条例 16・旧第 10 条繰上・一部改正、平 16 条例 27・一部改正）

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

昭和 27 年 11 月 14 日

教委規則第 6 号

（事務の委任）

第 1 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

(3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)に基づく教科用図書の採択に関すること。

(5) 人事の一般方針を定めること。

(6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。

(8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。

(10) 教育予算の見積りを決定すること。

(11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (16) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
(昭 34 教委規則 3・昭 38 教委規則 1・昭 40 教委規則 2・昭 59 教委規則 12・昭 61 教委規則 11・昭 62 教委規則 3・昭 62 教委規則 37・平 4 教委規則 5・平 5 教委規則 4・平 6 教委規則 2・平 7 教委規則 11・平 7 教委規則 15・平 9 教委規則 9・平 13 教委規則 6・平 14 教委規則 13・平 16 教委規則 5・平 18 教委規則 11・平 19 教委規則 9・平 20 教委規則 11・平 23 教委規則 9・平 27 教委規則 9・平 29 教委規則 1・令 2 教委規則 2・一部改正)